

人事委員会勧告等の概要について

教職員課

人事委員会勧告等の概要について

本年度の人事委員会勧告等（令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告）について、その概要は次のとおりです。

1 職員給与と民間給与との比較

<月例給>

| 公民比較 | | 公民較差 | |
|-------------|-------------|--------------|------------------|
| 民間給与 (A) | 職員給与 (B) | 較差額 (A-B) | 較差率 (A-B) / B |
| 369,698円 | 360,420円 | 9,278円 | 2.57% |

(注) 職員給与は、民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与

<ボーナス（期末手当・勤勉手当）>

| 民間の年間支給割合 | 職員の年間支給月数 |
|-----------|-----------|
| 4.59月 | 4.50月 |

2 改定の概要

(1) 給料表

人事院勧告の内容や本県における公民較差を踏まえ検討した結果、初任給を含む若年層の改定を重点的に行った人事院勧告に準じて引上げ

(2) 初任給調整手当

医師については支給月額を引上げ

(3) 期末手当・勤勉手当

職員の年間支給月数（4.50月）と、民間の年間支給割合（4.59月）との均衡を図るため引上げ 4.50月分 → 4.60月分

<一般の職員の場合の支給月数>

| | | 6月期 | 12月期 | 計 |
|---------|------|--------------|------------------|-------|
| 令和6年度 | 期末手当 | 1.225月(支給済み) | 1.275月(現行1.225月) | 2.50月 |
| | 勤勉手当 | 1.025月(支給済み) | 1.075月(現行1.025月) | 2.10月 |
| | 計 | 2.25月 | 2.35月 | 4.60月 |
| 令和7年度以降 | 期末手当 | 1.25月 | 1.25月 | 2.50月 |
| | 勤勉手当 | 1.05月 | 1.05月 | 2.10月 |
| | 計 | 2.30月 | 2.30月 | 4.60月 |

(4) 改定による影響

平均年間給与（行政職） 本年度 約19.6万円増

(5) 改定の実施時期

給料表及び初任給調整手当 令和6年4月1日

期末手当・勤勉手当 令和6年12月1日

（令和7年度以降の期末手当・勤勉手当は令和7年4月1日）

3 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

＜改定の概要＞

- (1) 給料表
 - ・初任給や若年層の給料月額を大幅に引上げ（本年の給与改定で先行実施）
- (2) 扶養手当
 - ・配偶者に係る手当額を廃止、子に係る手当額を引上げ（共に段階的に実施）
- (3) 通勤手当
 - ・特別急行列車等の利用により通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件を廃止
- (4) 単身赴任手当
 - ・採用に伴い支給要件を満たした職員に対しても支給
- (5) 管理職員特別勤務手当
 - ・午前0時から午前5時までとなっている平日の支給対象時間帯を午後10時から午前5時までとする。
- (6) 勤勉手当
 - ・成績率について、現在平均支給月数の2倍に設定している「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を、平均支給月数の3倍に引き上げる。

＜改定の実施時期＞

令和7年4月1日

4 給与に関する諸課題

- (1) 教員の給与制度について
国において見直しが検討されていることから、その動向を注視し、教育委員会と連携しながら適切に対応していく必要がある。
- (2) 再任用職員の給与について
人事院勧告の趣旨を踏まえ、住居手当・へき地手当等を支給する。